

令和7年度県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度県産水産物販売チャンネル拡大推進事業委託業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3 業務の目的

三重県産水産物（水産加工品も含む。以下「県産水産物」という。）の大都市圏の量販店でのフェアの開催や魅力発信及び県内水産関係事業者（以下「事業者」という。）への商品の改良・開発、商談、情報発信等の生産から販売までの課題に応じたコンサルティングによる支援により、県産水産物の販売チャンネルの拡大を図り、恒常的な販路を確保することで、漁業者の所得向上に資することを目的とする。

4 業務による目標

(1) 1か月以上継続的に取り扱われる商品の販売体制の整備：5SKU以上

※SKUとは「Stock Keeping Unit（最小識別単位）」の略称であり、受発注や在庫数等を数えるための最小単位。（例：春ぶりフィレ片身300g、三重県産ハマグリ中 等）

(2) 商品改良等ニーズに合った商品の販売体制の整備：4商品以上

5 業務の内容

(1) 業務実施計画に基づく業務運営

本業務の目的・目標達成に向け、次の点に留意し、業務実施計画に基づき、適切な業務運営を行うものとする。

ア 業務実施計画の企画・立案等

受注者は契約締結後、業務内容、スケジュール等業務の遂行に必要な内容を記載した業務実施計画（任意様式）を作成し、発注者との協議のうえで、業務を運営すること。

なお、業務実施計画書に変更が生じる場合には、その都度、発注者に報告し、協議すること。

イ 業務の運営・連絡体制の確保

受注者は、業務の遂行に必要な運営体制を整えるとともに、発注者との連絡体制を整え、必要に応じて情報の共有を図ることで、見解や方針

に食い違いが生じないようにするものとする。（運営・連絡体制は、業務実施計画に明記すること。）

なお、本事業は県産水産物に特化した事業であることから、水産物の商流に関する専門的な知識や水産物流通の川上から川下までの様々な事業者との関係構築が必要であることに留意されたい。

ウ 発注者との協議・報告

受注者は、業務の実施にあたっては、毎月1回程度、発注者へ業務の進捗状況等を報告するとともに、今後の取組方針や業務内容等について協議を行い、書面に残すものとする。

(2) 量販店等における県産水産物フェアの開催

県産水産物の魅力に関する、消費者や小売量販店、水産流通関係事業者（以下「バイヤー等」という。）への理解醸成を図り、県産水産物の恒常的な販路の確保につなげるための取組として、首都圏・関西圏の大都市圏のスーパーマーケット等の小売量販店において、県産水産物フェアを開催すること。なお、実施にあたっては、SNSやチラシ等広報媒体、販促グッズ等による消費者への周知や訴求を図ることとし、特にミニのぼりと紙のPR資料、MDシールについては委託者と協議のうえ必ず作成するものとする。

また、実施にあたっては、事業終了後の継続的な取組につながるよう留意すること。

< 県産水産物フェア開催の目安 >

- ・ 6月から3月中旬
- ・ 首都圏・関西圏合わせて400店舗以上
- ・ 1回あたりの開催期間3日間程度
- ・ 県産水産物の販売金額：2億円

(3) 県産水産物の営業活動

県産水産物の魅力に関する、バイヤー等への理解醸成を図り、県産水産物の恒常的な販路の確保につなげるための取組として、県産水産物の営業活動を行うものとする。

ア バイヤー等への営業活動

(2)の県産水産物フェアを開催するにあたり、より多くの県産水産物を取扱ってもらえるよう、県産水産物の魅力や特徴を取りまとめた資料を作成し営業活動を行うこと。また、必要に応じて県内の水産関係事業者が首都圏、関西圏のバイヤーを訪問する機会を創出し、事業終了後

の継続的な取組につながるよう支援すること。

イ バイヤー等の産地招聘

首都圏・関西圏のバイヤー等に生産現場を伝える産地招聘を実施し、県産水産物フェアの開催や販路の確保等につなげるものとする。

なお、産地招聘等の日程や行程、訪問先等については、県をはじめ、漁協等関係団体等とも調整の上、決定すること。

<産地招聘の目安>

- ・首都圏ないしは関西圏のバイヤー等を対象に2回以上

(4) 事業者への伴走型支援

事業者の生産現場における商品の改良や開発、販路、情報発信等に関する様々な課題の解決を図り、販路拡大等につなげるため、伴走型支援を行うものとする。

ア 伴走型支援の対象となる事業者の選定

支援の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）を選定するにあたっては、発注者と協議のうえ、県内の水産加工業者や漁協等を対象に説明会を開催するとともに、幅広く支援希望者募集の周知を行うこと。

イ 中期的な販売方針策定支援

対象事業者の販路拡大等に向けた中期的な販売方針の策定を支援すること。

ウ 県産水産物の生産・販売体制整備支援

中期的な販売方針に基づき実施する、消費者ニーズに対応した商品の改良や開発、販路開拓、情報発信等の取組に対して、専門的知見により必要な指導・助言等を行うこと。なお、消費者ニーズへの対応にあたっては、必要に応じてテストマーケティング等を実施し、現状を踏まえた、適切な指導・助言等を行うものとする。

また、対象事業者のニーズや必要に応じて、(3)ア、イの取組を適宜活用するとともに、商談機会の創出、フォローアップ等を行い、事業者による商品の販売体制の整備を支援すること。

エ 報告会の開催

令和6年度や今年度の伴走型支援の実施内容を他の事業者に横展開するための報告会を開催すること。報告会の方法、回数、内容は別途発注者と協議して決定するものとする。

<伴走型支援の目安>

- ・ 募集開始：6月、支援実施：8月から2月
- ・ 対象事業者：4業者以上
- ・ 4商品以上において、商品の販売体制を整備する

6 業務内容の記録

業務実施に係る内容についてはすべて記録し、8（1）の業務実績報告書に添付すること。なお、営業活動や事業者への伴走型支援については、営業や商談の相手先及び経緯や進捗状況等を詳細に記録するものとする。

7 効果の検証と今後に向けた提言

業務の実施による次に掲げる定量的な効果等を把握、検証し、県産水産物の強み、弱み、課題等を分析のうえ取りまとめ、業務実施結果報告書に盛り込むとともに、令和5年度の事業開始から今年度までの結果を踏まえ、県産水産物の恒常的な販路の確保につなげるため、今後三重県が取り組むべき方向性や内容、具体的な手段について、提言するものとする。

< 検証する定量的な効果 >

- ・ 経済効果（本業務に係る県産水産物の仕入れ及び販売の実績、令和5年度事業、6年度事業でフェアや伴走支援を実施した小売量販店等における県産水産物販売の実績等）
- ・ 県産水産物の認知度向上の効果
- ・ 業務による目標の達成状況
- ・ 県産水産物に対するバイヤーの評価や希望（定性でも可）

※その他、定量的、定性的を問わず有効な効果があれば提案すること。

8 成果物

（1）成果物

本業務の成果物として、「業務実績報告書」（パワーポイントないしはワード版とPDF版）を作成し、電子データにて提出すること。

（2）成果物の提出期限

令和8年3月27日（金）

9 適正な業務実施に関する事項等

（1）守秘義務及び資料転用の禁止

受注者は、業務を実施する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守するとともに、発注者が提供する一切の資料及び電子データを本業務以外の目的で使用してはならない。また、契約期間が終了し、又は契約が

解除された後においても同様とする。

(2) 個人情報の取り扱い

本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

(3) 事故等が発生した場合の取扱い

受注者は、業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理が発生した場合、また、これらにより、情報保全ができなかった又はできていない可能性が生じた場合、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い対応するものとする。

なお、この場合において生じた費用（個人情報の漏えい等に係る損害賠償金を含む。）は全て受注者が負担するとともに、受注者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく発注者に提出しなければならない。

(4) 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

①受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 三重県農林水産部水産振興課に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県農林水産部水産振興課と協議を行うこと。

②契約締結権者は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(5) 信用失墜行為の禁止

受注者は、業務の実施に当たり、その関係者と利害関係を持つ等、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(6) 危機管理

受注者は、本業務の遂行中に事故・災害等が発生した場合においても業務の遂行に支障を来すことがないような十分な対応策及び緊急時対応体制を整えなければならない。

(7) 契約に係る違反

受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

10 その他

- (1) 業務の遂行にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合については、発注者との協議で決定することとする。
- (2) 業務については、契約金額の範囲内で行うものとし、業務の実施に真に必要なものに使用するものとする。
- (3) 本業務において撮影した県産品等（生産者、製造業者等の人物及び水産物や加工品、料理等県産水産物を使用したもの全て）の画像データ及び制作した各デザインデータ等業務の成果に関する著作権を含む権利については、三重県に帰属するものとし、二次利用可能な高画質の電子データとしてCD-R等に保存する等の方法で、三重県農林水産部水産振興課に納品するものとする。

なお、人物の撮影では被写体に対して「撮影行為」及び「県が各種広報活動等で活用する可能性があること」について、受注者の責任で書面同意を得ること。